

主 文

本件上告を棄却する。

当審における未決勾留日数中四〇日を本刑に算入する。

理 由

被告人本人の上告趣意は、事実誤認の主張であり、弁護人野々山哲郎の上告趣意第一は、単なる法令違反の、同第二は、量刑不当の、同第三は、事実誤認の各主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号、一八一条一項但書、刑法二一条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和六〇年二月一五日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	木 戸 口	久 治
裁判官	伊 藤 正 己	
裁判官	安 岡 滿 彦	
裁判官	長 島 敦	